平成２８年（フ）第６３４１号
東京都足立区竹の塚３丁目11―34―402
債務者　田村登志勝こと　深尾登志勝
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９３号
静岡県藤枝市駿河台５丁目５番６―506号
県営駿河台西団地５棟506号
債務者　伊澤　利香
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０２号
東京都調布市国領町３丁目８番地15都営調布くすのきアパート１―404号
債務者　坂上　法男
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７８２号
東京都国分寺市戸倉２丁目25番地18
債務者　小泉　知子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６６２号
横浜市栄区飯島町314番地３　ダイアパレスワンダースケープ1033号
債務者　鳥居　麻香
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０１号
静岡市駿河区丸子３丁目２番４―104号　牧野方、旧住所静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ７―501号
債務者　増田　良美
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７８０号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目９番17―502号
債務者　江口　新二
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７８２号
横浜市磯子区滝頭１丁目３番29号
債務者　藤本　佳美
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７９１号
横浜市港南区港南台２丁目２番３―1104号
債務者　羽鳥眞樹夫
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３８号
静岡県浜松市中区中山町37番地の３　ラ・リベルタ中山201
債務者　佐藤雄三こと　サトウ　マルコス　ユウゾウ
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７９０号
横浜市泉区中田東４丁目54番５号
債務者　鈴木　治光
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７１号
東京都多摩市一ノ宮４丁目37番地の２
債務者　今井　悠香
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８０４号
横浜市港北区日吉本町６丁目45番18号　デュエット日吉Ｂ―104
債務者　深山　和紀
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９１号
東京都多摩市諏訪４丁目１番地５―503
債務者　神西　　明
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８０８号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1150番地４　エクセランパレＢ202
債務者　小宮　正臣
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部